

令和 6 年 11 月 11 日

第 8 回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和6年度第8回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年11月11日（月） 午後1時30分～午後2時00分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員（7名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 2 番 永田麻衣 3 番 坂口政文 5 番 清田伸一

8 番 清田 勇 10 番 小山省三

推進委員 小山哲司

4. 欠席委員（3名） 4 番 徳山道也 6 番 上田佳子 9 番 前川政樹

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

日程第5 議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸

局長補佐 奥村佳織

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第8回総会を開会いたします。
はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

【挨拶】

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
~~全員出席のため~~（7名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立し
ていますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行
うこととなっております。それでは、山野会長よりしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は10番小山委員と2番永田委員を指名します。ま
た、書記に事務局の奥村補佐を指名します。

よろしくお願いします。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
についてを事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在79歳でみかんと米の栽培をされており、以前よりこの
農地は貸し借りされており今回、相手方の要望により農地を買い受けるた
めに申請されるものです。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。町道白木・原倉線を
西安寺から原倉方面に行った。町道に隣接した東側の農地になります。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めますが不在ですので隣接の地区委員さんに意見を求めます。

清田勇委員

8番 清田勇委員

この農地は10年以上前から管理をされていますので、問題なく継承されると思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 小山委員

何の問題也没有ません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

譲受人さんの年齢が79歳ですが、後継者かなんかいらっしゃいますか。

事務局

後継者はいらっしゃいませんがほかの農地もきれいに管理をされている状態です。

8番 清田勇委員

近くに農地を持っていますらっしゃいますが、そこも管理はきれいにされています。

議長

今現在管理もされています。私もこの畑を知っています。きれいに管理されて私も問題ないと思います。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページです。(朗読)

5ページです。議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和6年10月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

6ページをご覧ください。(総括表の説明)

7ページから10ページの集計表をご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が9件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が23件、使用貸借権が2件です。面積は、樹園地が35筆で57,045㎡、普通畑が6筆で3,900㎡、田が47筆で61,347㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

続きまして、日程第４、議案第３号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

１１ページです。（朗読）

１２ページです。議案第３号につきましては、農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、玉東町長から令和６年１０月２５日付けで、農用地利用集積等促進計画の意見決定を求められているところでございます。

１３ページの集計表をご覧ください。

今回の申請は、賃借権設定が１件で８，４０２㎡の一括方式で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

７番 鬼塚委員

３号議案の集積計画は中間管理を通しての貸し借りですがメリットを教えてください。

事務局

貸し手の賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。借り手の賃料の支払い等を一本にまとめることができます。

議長

無いようですので、議案第３号農用地利用集積等促進計画の意見決定については（案）のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

・忘年会について

- ・ 熊本県農地利用最適化員ブロック別研修会について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時00分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年11月11日

玉東町農業委員会会長

⑩

10番委員

⑩

2番委員

⑩